

大宮

冬
2026
No.457

連載第7回
会員企業インタビュー

株式会社橋本昭司記念駐車場

代表取締役 橋本洋子 氏

地域と人を結び、次世代へ

CONTENTS

新年のご挨拶	1	県税からのお知らせ	20
法人会からのご案内	4	最近の県内経済	21
会員企業インタビュー	11	経済コラム	23
全国大会（高知大会）報告	13	新入会員ご紹介	24
令和8年度税制改正に関する提言	14	大宮法人会青年部会からのお知らせ	25
大宮税務署からのお知らせ	17		



編集・発行

公益社団法人

大宮法人会

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5
TEL 048-642-3121 FAX 048-647-0570





新年のご挨拶

公益社団法人 大宮法人会

会長 小山 和也



会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。ご家族お揃いで健やかに新春を迎えたことと心よりお慶び申し上げます。平素より大宮法人会の事業に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の日本経済を振り返りますと、米国をはじめ各国の通商政策や食料品価格の上昇など懸念材料が続きました。しかしながら、個人消費や企業の設備投資が景気をけん引し、緩やかな回復基調を維持しました。イベントも景気の下支えに機能しました。大阪万博は半年間にわたり開催され、多くの来場者で賑わい、黒字化を達成するとともにサービス消費を押し上げました。木造建築の大規模展示や最新科学技術の紹介など見どころも多く、国内外から注目を集めました。金融面では「金利のある世界」へと移行し、預貸金とも金利が上昇しました。また、株式市場では日経平均株価が初めて5万円を突破し、最高値を更新しました。こうした動きは、物価高や関税の逆風を跳ね返し、日本経済がデフレから正常化へ歩みを進めた一年であったといえます。

埼玉県経済も全国同様に持ち直しが続きました。自動車関連企業が多い本県では米国関税の影響が懸念されましたが、個人消費と設備投資が景気を支えました。

新年の日本・埼玉県経済も回復基調が続く

と見込まれますが、不確実性は高く、いくつかのリスクに注意が必要です。第一に米国関税の影響です。多くの製商品で2.5%から15%へ引き上げられ、今後企業収益を圧迫し、賃金への物価反映が弱まる懸念があります。第二に食料品価格の上昇です。米価をはじめ食料品の高止まりが続ければ、購入頻度が高いだけに消費者物価をさらに押し上げ、消費を冷え込ませる可能性があります。第三に人手不足の深刻化です。供給制約が経済成長を抑える一方で、物価上昇圧力を強める恐れがあります。人手をかけずに業務を進める仕組みづくりや生産性向上の工夫が一層求められます。

本年は午年であり、十二支の中で「陽」の「火」に属し、行動力やスピード、エネルギーを象徴します。景気回復が続き、企業活動も干支のごとく力強く進展することを期待したいところです。そのためにも会員相互が協力し、地道な経営努力を重ね、良き経営者を目指す姿勢が大切だと思います。

結びに、会員の皆様のさらなるご発展を祈念申し上げるとともに、今後とも法人会活動へのご理解とご協力をお願いし、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

大宮税務署
署長 本川 弘



明けましておめでとうございます。

公益社団法人大宮法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、小山会長はじめ、役員、会員の皆様方には、税務行政に深いご理解と多大なご支援を賜り心から感謝申し上げます。

早いもので、私も昨年7月に着任して半年が経ちましたが、この間、大宮法人会の様々な活動に触れさせていただきました。税理士会や金融機関を含めた四者協議会における会員増強活動、青年部会の創立40周年記念行事、女性部会の税に関する絵はがきコンクール事業など、いずれの活動も会員の方々が真摯かつ熱心に取り組んでおられる姿が印象的でした。また、直接は拝見しておりませんが、青年部会による小学生対象の租税教室も独自に工夫を凝らした内容で大変好評であると伺っております。さらに、11月の「税を考える週間」では、独自の公開講演会の開催や、大宮税務連絡協議会の一員として「大宮区民ふれあいフェア」での広報活動や納税表彰式への参加などにもご尽力いただき、われわれ税務署側も大変心強く感じております。今後も、地域のオピニオンリーダーとして、また、税務行政の良き理解者として引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

さて、国税庁では、“あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会”を目標に各種手続のデジタル化を進めているところですが、現在、e-Tax申告法人の割合は全体の約90%に達しており、そのうち4社に3社がALL e-Tax（添付書類を含めたe-Tax）で申告いただいている 있습니다。ALL e-Taxには、業務の効率化、ペーパーレス化、コスト削減などのメリットがありますので、会員の皆様におかれましては、更なる利用者の拡大に向けたご協力をお願いいたします。

また、まもなく令和7年分の所得税等の確定申告時期を迎えますが、国税庁では、スマートフォン等の日常使い慣れたツールから簡単・便利に申告等の手続きを行うことができる環境を構築し、“書かない確定申告”的実現を目指しております。国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォン向けの専用画面を提供しており、マイナポータル連携を利用することで確定申告書の該当項目へ控除証明書等の金額を自動入力することができます。会員の皆様並びに社員・ご家族の皆様におかれましては、マイナポータル連携を利用したマイナンバーカードによる自宅e-Tax・スマホ申告を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

結びに当たり、令和8年が皆様にとって幸多き年となりますことを祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

関東信越税理士会大宮支部

支部長 川中 宣治



新年明けましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人大宮法人会の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より税理士会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

大宮法人会におかれましては、公開講演会をはじめ多岐にわたる活動を積極的に推進され、税のオピニオンリーダーとして会員企業の発展のみならず、地域振興にも寄与されておりますことに、深く敬意を表します。

昨年は、大阪では大阪・関西万博、東京では世界陸上が開催されるなど、活気に包まれた一年となりました。一方で、世界情勢への不安は長引き、国内においては物価の高騰、円安や人手不足など私たちの暮らしや企業経営にも大きな影響を及ぼしました。世界情勢や経済社会の変化に対して、然るべき対応が求められていると感じています。

さて、税制面では、令和5年10月よりインボイス制度が開始され、令和6年は定額減税、令和7年には基礎控除・給与所得控除の引上げや特定親族特別控除の創設などが行われました。これらの税制の変革に対し、大宮法人会の皆様におかれましては、周知、普及、定着に

向けご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

税理士会大宮支部におきましても、急速に進展するデジタル化や昨今複雑化する各種税制に的確に対応してまいる所存です。

令和5年度は「会務の健全化・効率化」、令和6年度は「将来を見据えた会務」、令和7年度は「貢献と還元」をスローガンに掲げ、税務相談や租税教室などを積極的に実施してまいりました。地域住民や地域社会への一層の貢献に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これまで支えてきていただいた皆様に深く感謝の意を表するとともに、税理士法第1条に規定する税理士の使命を踏まえ、納税者の信頼に応えるべく、不易流行の精神を胸に今後とも望んで参ります。引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人大宮法人会のさらなるご発展と、会員の皆様のご繁栄を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



法人会からのご案内

令和8年度 税制改正提言活動

令和7年11月26日(水)

地元選出の国会議員3名に税制改正の要望活動を行いました。



枝野幸男衆議院議員へ(議員事務所を訪問)



熊谷裕人参議院議員へ(議員事務所を訪問)



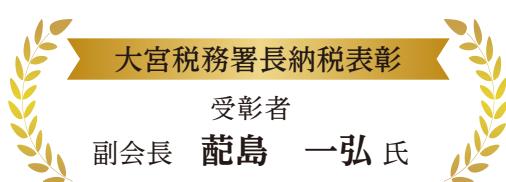
高木まり参議院議員へ(議員事務所を訪問)

「税制改正に関する提言」を取りまとめるにあたり、毎年3月頃、全会員を対象とした税制改正アンケートをお願いしています。

その結果が本提言に生かされます。
ご協力をお願いいたします。

令和7年度 納税表彰式

11月19日(水)ソニックスシティ市民ホールにて納税表彰式が開催され、大宮法人会から2名の方が受彰されました。



中学生の「税についての作文」で「大宮法人会長賞」に選ばれた作品を掲載します。

大宮法人会長賞



大阪万博から学んだ税金の力

さいたま市立宮原中学校 2年 八木澤 拓真

みなさんは大阪・関西万博を知っていますか？

これは2025年に大阪で開催される「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」をサブテーマにし、日本だけでなく世界中から注目されている日本のイベントです。大阪市的人工島・夢洲を会場として、世界約150の国や国際機関が参加しています。

会場では、最先端の医療技術やロボット、環境にやさしいエネルギー、持続可能な都市のアイデアなどが紹介されています。

この大阪万博の開催には、大きな費用がかかっています。会場の整備、交通インフラの拡充、警備、運営など、必要な支出は約2350億にまでおよびます。そしてその資金の一部は、私たちの親や、大人が納めている税金によって成り立っています。

税金というと、多くの人が取られるものとして考えがちですが、税金とは社会を支えるための共同のしくみです。学校や病院、警察、消防、道路、上下水道など、私たちが安心して生活するための基盤は、すべて税金で成り立っています。

大阪万博でも会場を整備するための工事、道や電車などの交通整備などにも税金が使われています。見えないところでは、水道や電気の工事もあります。これらは、万博に来るたくさんの人々のために、とても重要なことです。

では、なぜ税金を使ってまで万博を開く必要があるのでしょうか。

それは、万博が単なるイベントではなく、未来の社会をつくるものだからです。万博では新しい技術やアイデアが発表され、それを体験した人々が「こんな未来を実現したい」と思うからではないでしょうか。人々がそう思うことで、社会全体に良い影響が広がると思います。

また会場のために使われた地下鉄や道路は、万博が終わった後もずっと使われ続けます。なので万博に使われた税金は一度だけのものではなく、この先の生活に必要なものです。

私はのことから、税金には未来を支える力があると感じました。今の生活を守るだけでなく、未来のために使われていることがわかった。ですが、税金の使い方は常に考える必要があります。それに使うのは本当に必要なのかといった意見が出るのも大切だと思います。ですが、自分たちにはできないのでせめて一人一人が税金の役割や意味を知ることで、よりよい社会につながると思いました。

私はのことから税金は自分たちの未来をつくり上げるものだと実感しました。



法人会からのご案内

事業報告

税を考える週間講演会



11月5日(水)、税を考える週間(11月11日～17日)に先駆けて地域社会貢献活動として、公開講演会を開催しました。本川大宮税務署長が「税を考える週間」について講話され、税理士・産業能率大学大学院講師　臼倉真純氏を講師に迎え「AI・電子帳簿時代における経理の在り方」と題し講演頂きました。会員他、一般の方を含め、44名の参加を頂きました。

大宮区民ふれあいフェア

10月25日(土)大宮区 ソニックシティにて「大宮区民ふれあいフェア」が開催され、関連団体から納税啓発のための物品配布を行いました。



北区民まつり

11月2日(日)北区 市民の森にて「北区民まつり」が開催され、理事、支部役員11名が参加しました。



西区ふれあいまつり

11月8日(土)西区 三橋総合公園にて「西区ふれあいまつり」が開催され、税金クイズなどを実施しました。



「税を考える週間」優秀作品展示会

11月11日(火)～21日(金)大宮西口DOMショッピングセンターにて「税を考える週間」作文・標語・絵はがき優秀作品展示会が開催されました。





法人会からのご案内

事業報告

労務管理基礎セミナー

9月11日(木)大宮法人会会議室にて
講師に柳生英珠氏を迎えて「労務管理基礎セミナー」を実施しました。



年金セミナー

9月24日(水)ソニックシティ会議室にて
講師に大宮年金事務所の担当者を迎えて「在職老齢年金のしくみ」を実施しました。



企業財務セミナー

10月29日(水)大宮法人会会議室にて
講師に中澤貞則氏を迎えて「企業の財務分析とキャッシュフロー経営のすすめ」を実施しました。



税務セミナー

11月6日(木)ソニックシティ会議室にて
「自主点検チェックシート及び年末調整説明会」
を実施しました。



女性部会より寄贈を行いました

社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団様へ
タオル・マスクなどの寄贈を行いました。



女性フォーラム北海道大会

9月18日(木)女性フォーラム北海道大会に参加
し、来年度の埼玉大会開催に向けてPRしました。





事業報告

女性部会 県外研修会

11月17日(月)～18日(火)女性部会の県外研修会が静岡県で開催され、12名が参加しました。MOA美術館、沼津御用邸記念公園を見学しました。



女性部会 絵はがきコンクール表彰式

11月25日(火)ソニックシティ市民ホールにて「税に関する絵はがきコンクール表彰式」が開催されました。(表彰作品はP9を参照)



会員の皆さんへ 年会費改定のお知らせ



平素より、法人会の事業活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
来年度より年会費の改定を予定しております。10月に個別のご案内文書を郵送させていただきましたので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

会員の皆さんにはご負担をお願いすることとなります、より良いサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改定内容

[新年会費] 令和8年度(令和8年4月1日)より改定 (正会員)

資本金 500万円以下	年額会費 9,000円
資本金 500万円超 1,000万円以下	年額会費 18,000円
資本金 1,000万円超 2,000万円以下	年額会費 24,000円
資本金 2,000万円超	年額会費 30,000円

(賛助会員) 年額会費は8,400円とする。

(途中入会の会費) 入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

[現年会費] 令和7年度(令和8年3月31日)まで採用 (正会員)

資本金 300万円以下	年額会費 5,000円
資本金 300万円超 500万円以下	年額会費 8,000円
資本金 500万円超 1,000万円以下	年額会費 12,000円
資本金 1,000万円超 2,000万円以下	年額会費 18,000円
資本金 2,000万円超	年額会費 24,000円

(賛助会員) 年額会費は5,000円とする。

(途中入会の会費) 入会の日の属する月が10月以降のときは年会費を規定の1/2とする。

※お知らせはホームページにも掲載しております。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせは 大宮法人会 事務局



法人会からのご案内

公益社団法人
大宮法人会女性部会

第10回

税に関する 絵はがきコンクール



大宮法人会では、租税教育活動の一環として、女性部会が主体となり、小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。令和7年度は、大宮管内小学校37校の応募の中から20作品を選び表彰させていただきました。

大宮税務署長賞

さいたま市立宮前小学校
大木 彩嘉さん



さいたま市長賞

さいたま市立上小学校
北村 美空さん



さいたま市教育長賞

さいたま市立大宮南小学校
兼藤 美月さん



さいたま市租税教育推進協議会会長賞

さいたま市立大宮西小学校
舟越 穂乃実さん



大宮法人会 会長賞



さいたま市立上小学校
阿部 安里さん

大宮法人会 青年部会長賞



さいたま市立七里小学校
益崎 陽芽さん

大宮法人会 女性部会長賞



さいたま市立七里小学校
石井 澄花さん

優秀賞



さいたま市立大砂土小学校
山口 来宮さん



さいたま市立大砂土小学校
大田 美羽さん



さいたま市立大宮南小学校
品川 美晴さん



さいたま市立上小小学校
高附 藍里さん



さいたま市立大砂土小学校
小林 陽希さん



さいたま市立上小小学校
中野 美晴さん



さいたま市立馬宮東小学校
長澤 莉緒さん



さいたま市立上小小学校
河瀬 結乃さん



さいたま市立上小小学校
和泉 詩さん



さいたま市立七里小学校
徳留 快秋さん



さいたま市立馬宮東小学校
小久保 結菜さん



さいたま市立宮前小学校
城戸 夢彩さん



さいたま市立宮前小学校
米田 紗稀さん

地域と人を結び、次世代へ



株式会社橋本昭司記念駐車場
代表取締役 橋本 洋子氏

大宮の地で代々続く家業を受け継ぎ、不動産管理業を営む橋本社長。現在は法人会女性部会部会長として、租税教育や地域貢献活動に尽力。来春開催される全国大会の運営にも携わっている。

インタビュアー 大宮法人会 広報委員会
竹内 雅人 委員長

父から受け継いだ「心」

先代である父は一言で言えば、本当に「優しい人」でした。借家人さんに対して非常に人情味があって、家賃を何十年も据え置いたり、事情がある方には「出世払いでもいいよ」なんて言ってしまうような父でした。ある入居者の方が家賃を何年も滞納されていて、その額が数百万単位になってしまったことがあります。私が父の跡を継いだ際、その方の生活状況を見て「これ以上負担を増やすより、転居された方がお互いのためではないか」と提案したんです。未払い分を無理に取り立てるつもりはないから、と。

でも、その方は頑として首を縊に振りませんでした。「お父さん（先代）に『頑張れ、応援しているぞ』と励ましてもらった恩があるから裏切ることはできない」と言うんです。驚くことに、その方は懸命に働いて、滞納分をすべて完済されました。

後日、妹さんがいらして「兄は父上の『いつでもいいよ』という言葉を鵜呑みにして甘えてしまったけれど、最期まで恩義を忘れず、完済できたことを誇りにしていました」と仰ってくださいました。

父の経営は、現代の感覚からすれば甘かったのかもしれません。でも、そこには確かな信頼関係と、父なりの「人への愛」があったのだと思います。

父の優しさは誇りですが、今の時代、固定資産税も高騰していますから、会社を守るためにシビアな判断も必要です。適正な家賃設定など、父の想いを受け継ぎつつも、時代に合わせた経営へと舵を切っている最中です。

地域に根差す法人会活動

女性部会の主要事業である「税に関する絵はがきコンクール」は、今年も管内の小学校から400枚以上の応募をいただきました。ただ、昨年に比べると少し減ってしまったのが実情です。先生方のご異動など様々な事情が考えられますが、私たちは子どもたちが税について考えるきっかけを得るうえで、学校やご家庭でのちょっとしたお声かけやご指導が、とても大きな役割を果たしているということを実感しています。

私たちの活動は、地域のつながりをより強くしていくことが非常に大切ですので、今後もより広く活動をしていきたいと思います。



女性経営者同士だからこそ分かち合えること

女性部会に参加するメリットについて一番は、様々な業種の経営者の方と出会えることですね。自分たちの生活圏や業界だけでは知り得ない苦労話や、成功体験を生の声として聞けるのは非常に勉強になります。例えば、インボイス制度のような新しい税制についても、女性部会の勉強会でいち早く知識を得ることができました。

勉強会だけではなく年に一度の懇親を兼ねた県外視察研修もあれば、著名な方を招いての教養講座もあります。今年は「ひろみちお兄さん（佐藤弘道氏）」に関連した講座を企画しています。

旅行の食事の席などで、ふと「事業承継でこんなことに悩んでいる」「従業員との関係が……」といった話をこぼすと、先輩経営者がご自身の経験をアドバイスしてくださる。そんな「横のつながり」が自然と生まれるのが、女性部会の温かさだと思います。現在30名ほどの部会員がいますが、ぜひもっと多くの方に参加していただきたいですね。

税と私

正直なところ、所得税の最高税率や相続税の高さ、二重課税のような仕組みには思うところがあります。ですが、それ以上に気になるのは「使い道」です。

少子化がこれほど深刻な今、税金は何よりも「子どもたち」のために使われるべきだと思います。

現金をただ給付するのではなく、給食費や学費、修学旅行費といった「教育の現場」に直接届く形での支援が理想的だと思います。家庭の事情に関わらず、すべての子どもが平等に教育を受け、お腹いっぱいご飯を食べられる。そうして育った子どもたちが、将来働いて税金を納めてくれるようになれば、それが一番の投資になりますから。

国防についてはウクライナ情勢などを見ても、自分の国を自分で守る体制は不可欠です。憲法9条の改正議論についても、「戦争をするため」ではなく、「平和を守るため、戦争を抑止するため」に必要なことだと捉えています。

右だ左だというイデオロギーではなく、中道的な視点で、純粋に「日本と平和を守る」ために税金を使ってほしいと願っています。



第41回 法人会全国大会(高知大会)開催

全全法連主催による第41回法人会全国大会が10月16日(木)高知市の高知県立県民文化ホールにおいて、全国から約1,600名の会員が参加して開催されました。

当日は、令和8年度税制改正に関する提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表等が行われました。

第一部の「記念講演」では、元 ローソン・ジャパン社長 一般社団法人SDGsソーシャルデザイン協会 名誉顧問 都築富士男氏による「変化の時代の経営、危機をチャンスに」という演題でご講演を頂きました。

第二部の式典では、「税制改正提言」が報告され、「大会宣言」が朗読されました。

令和8年度 税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！



全国法人会総連合 斎藤会長の挨拶



税制改正提言報告

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が続けば、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活

や産業に大きな影響を与えている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日
全国法人会総連合 全国大会

令和8年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリック(後発医薬品)の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費(旧文通費)や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。



法人会からのご案内

- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン(供給網)機能を維持するため、それとの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担・納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方にについて、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限(令和8年3月末日)と特例制度の適用期限(令和9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件(対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等)を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

機管理として、BCP(事業継続計画)の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

III. 地方のあり方

- ・ 地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中のは正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。
- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

IV. 自然災害への対応

- ・ 東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・ 政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危



法定調書の提出はe-Tax !!



約4人に3人が利用

利用率
76.6%

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して法定調書を提出することができます。特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用が便利です。

e-Taxソフト(WEB版)で簡単提出

ご利用方法は裏面へ！

e-Taxソフトのインストール不要！WEB上で法定調書を作成・提出が可能！

(対象法定調書)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

CSVファイル等作成・分割ツールをリリースしました。

上記の法定調書の提出用CSVファイルを作成する際に、**CSVファイルの作成・データチェック・CSVファイルの分割(※)**が可能！

※ e-Taxソフト(WEB版)の送信上限(6,900レコード程度、かつ、データ容量20MB以下)を超えないように、送信上限内にCSVファイルを分割することができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichoshos/cv_tool.htm



(CSVツール)

eLTAXで市区町村と税務署に同時提出

PCdesk等のeLTAX対応ソフトで一括作成・一括送信

給与支払報告書を
市区町村へ提出

給与所得の源泉徴収票を
税務署へ提出



(eLTAX)

マイナポータルとの連携で給与所得の源泉徴収票情報を自動入力！

事業主の方がe-Tax提出

従業員の方が
マイナポータル連携を利用



(特設ページ)

e-Tax等による法定調書提出の義務基準の引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から30枚以上に引き下げられます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。



(e-Tax等義務化)



e-Taxソフト(WEB版)のご利用方法

STEP① e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ②右上部「ログイン」をクリック
- ③「個人の方」又は「法人の方」をクリック

e-Tax web ログイン



STEP② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方

「初めての方はアカウント作成」を選択！

既にe-Taxをご利用の方

ログイン後

①で利用者情報の登録！

②で給与所得の源泉徴収票の作成！

※ e-Taxソフト(WEB版)を初めて

利用する場合のみ、①の手続が必要です。

※e-Taxご利用の流れについてはこちら ➔



STEP③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、

①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成した

CSVファイルを読み込む場合は、

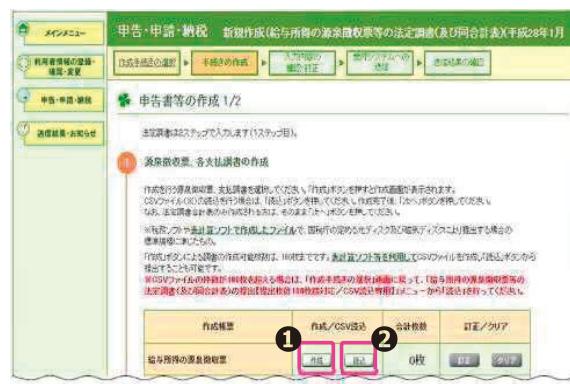
②をクリックします。

! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、電子証明書で電子署名を付与して送信！

! 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。

法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。





ダイレクト納付を利用しましょう！

～銀行や税務署で納付する必要がなくなります～



現金納付からの
卒業をサポート

「納付のたびに
銀行や税務署の窓口へ…」

そんな経理担当者の皆さんへ

ダイレクト納付の3大メリット

- 現金取扱いが不要 ~納付がスマートに~
- いつでも手続き可能 ~急に銀行等に行けなくなっても安心~
- 指定日に自動的に引き落とし ~口座残高を確認するだけ~

パターン1 税理士にお願いする

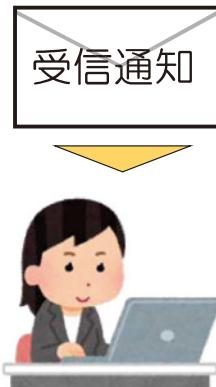


e-Taxで申告
納付日を指定
自動ダイレクトにチェック
又は、送信後、受信通知から
引き落とし日を指定

納税額と納付指定日
を通知

口座残高を
インターネット等で確認

パターン2 経理担当が手続きする



受信通知



受信通知から
ダイレクト納付手続き
引き落とし日を指定

※e-Taxを利用するための、
IDとPWが必要です。
わからない場合は税理士さんから
教えていただく必要があります。

利用は簡単！

[パターン1]

- まずは税理士に相談

[パターン2]

- ダイレクト納付利用届出書を提出
※ 届出書の提出後、1か月程度で利用可能
- 体験コーナーでお試し
- e-Tax画面からダイレクト納付手続(約1分)

ダイレクト納付
利用届出書





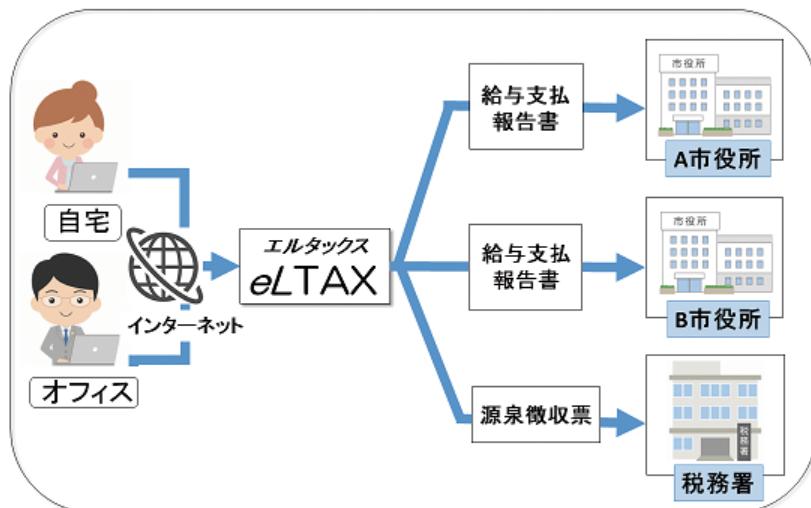
県税からのお知らせ

給与支払報告書・源泉徴収票の提出は「eLTAX（エルタックス）」で!!

「eLTAX」を利用すれば、給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータも同時に作成し、一括して「eLTAX」で一元的に送信することができます。

また、地方税共通納税システムを使えば、オフィスや自宅に居ながらにして、パソコンからすべての地方公共団体に対して電子納税ができ、複数の地方公共団体に対しても一度の操作で電子納税が可能です。

利用開始手続きなど詳しくは、
eLTAXホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) を
ご覧ください。



お問合せ：県税務課 (TEL: 048-830-2651)

// 消費税の期限内納付を忘れずに。//

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで
手軽に申告書が
作成できます。



- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。^(※2)
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

*1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

*2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

*3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

*4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

*5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶豫が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内

検索

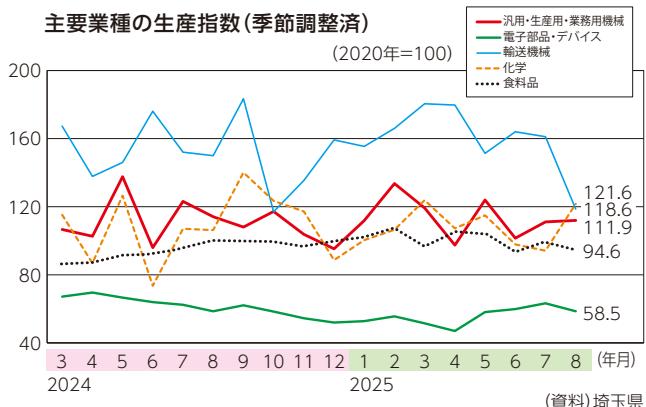
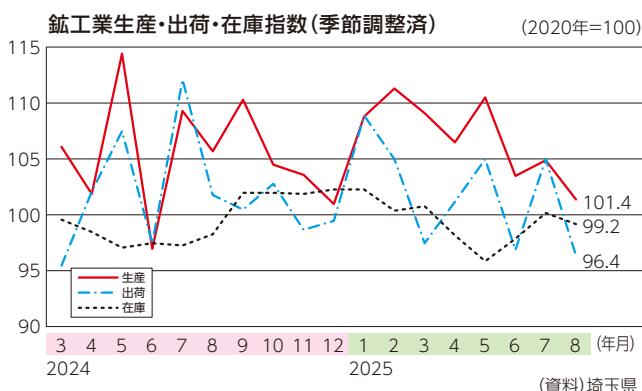




最近の県内経済

今月の概要 | 緩やかに持ち直している。

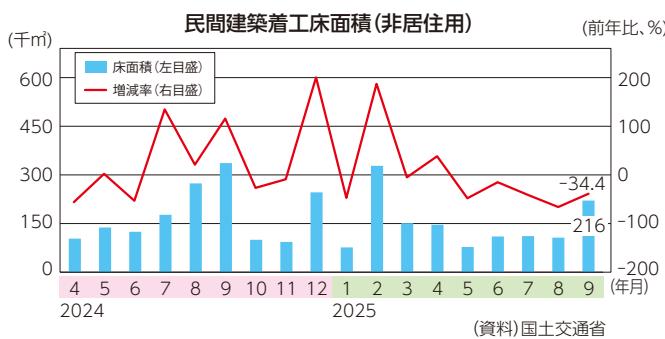
1 生産活動 ||| 一進一退



- 8月の鉱工業生産指数(季節調整済)は、101.4で前月比3.3%低下(2か月ぶりの低下)した。化学(医薬品)、汎用機械(コンベヤ、空気圧機器)などが上昇したが、輸送機械(航空機用部品、乗用車)、食料品(チョコレート類、めん類)などが低下した。
- 出荷指数(同)は、96.4で同8.2%低下(2か月ぶりの低下)した。業務用機械(精密測定機)、汎用機械(空気圧機器、コンベヤ)などが上昇したが、輸送機械(航空機用部品、乗用車)、化学(医薬品、化粧品)などが低下した。
- 在庫指数(同)は、99.2で同1.0%低下(3か月ぶりの低下)した。パルプ・紙・紙加工品(段ボール原紙、雑板紙)、情報通信機械(金銭登録機(端末機能付)、ガス警報器)などが上昇したが、輸送機械(乗用車、けん引車)、プラスチック製品(プラスチック製容器、発泡プラスチック製品)などが低下した。

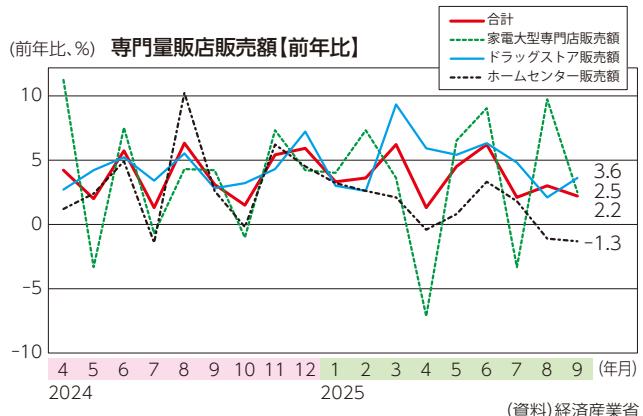
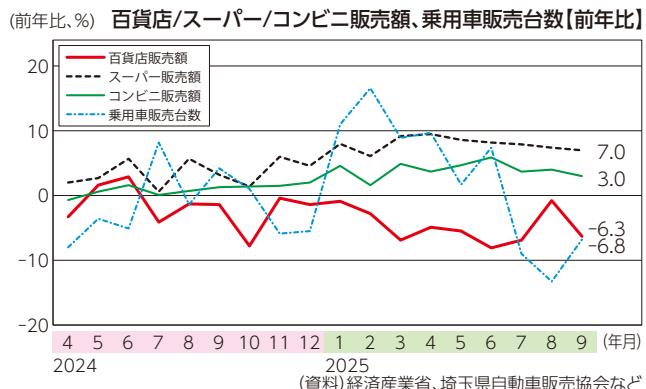
- ◆ 汎用・生産用・業務用機械の生産指数(季節調整済)は、111.9で前月比0.8%上昇し、2か月連続の上昇となった。
- ◆ 電子部品・デバイス(同)は、58.5で同7.4%低下し、4か月ぶりの低下となった。
- ◆ 輸送機械(同)は、118.6で同26.4%低下し、2か月連続の低下となった。
- ◆ 化学(同)は、121.6で同29.2%増加し、3か月ぶりの上昇となった。
- ◆ 食料品(同)は、94.6で同4.8%低下し、2か月ぶりの低下となった。

2 設備投資 ||| 持ち直している



- 9月の民間建築着工床面積(非居住用)は、216 m²で前年比34.4%減少した(5か月後方移動平均では、前年比40.3%減少)。
- 用途別にみると、事務所、店舗は増加したものの、工場及び作業場、倉庫、学校の校舎、病院・診療所は減少した。
- 8月の資本財出荷指数(季節調整済)は104.4で、前月比10.9%減少した(5か月後方移動平均では、前年比11.3%減少)。
- 当研究所が7～8月にかけて実施した県内企業の2025年度設備投資計画額は、前年度比3割程度の増加となっている。

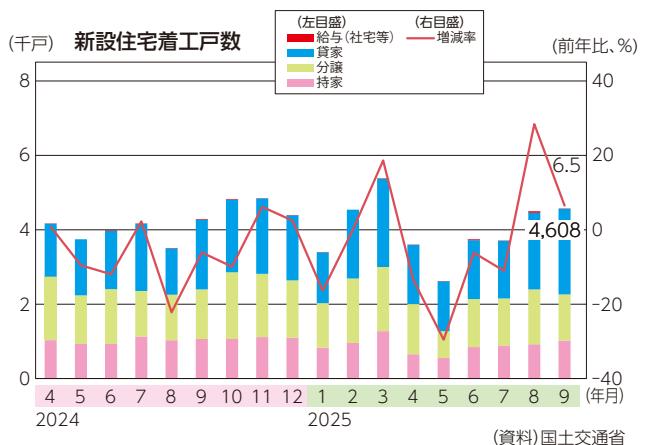
3 個人消費 緩やかに持ち直している



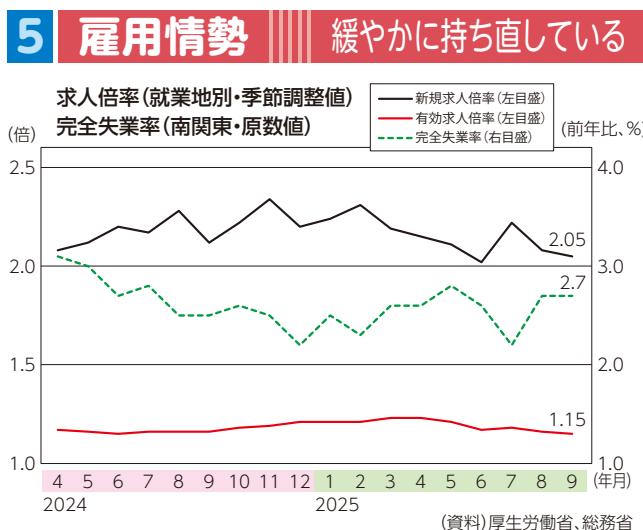
- 個人消費は、緩やかに持ち直している。
- 9月の百貨店およびスーパーの販売額(店舗調整前)は、百貨店は101億円で前年比6.3%減(15か月連続の減少)、スーパーは1,126億円で同7.0%の増加(36か月連続の増加)となった。また、コンビニ販売は586億円で同3.0%増加(17か月連続の増加)した。食料品は節約志向による買上点数の減少傾向が見られたが、単価上昇により販売額は伸長した。
- また、乗用車販売は、前年比6.8%減と3か月連続の減少となった。内訳をみると、普通車が同3.5%減(3か月連続の減少)、小型車が同22.8%減(3か月連続の減少)、軽自動車が同0.4%減(3か月連続の減少)となった。物価高騰や車両値上げによる購買意欲の低下の影響もあり販売が減少した。

- 9月の専門量販店販売額は792億円で前年比2.2%増と36か月連続で増加した。内訳をみると、家電大型専門店が180億円で同2.5%増(2か月連続の増加)、ドラッグストアが438億円で同3.6%増(40か月連続の増加)、ホームセンターが174億円で同1.3%減(2か月連続の減少)となった。
- 家電大型専門店では、買い替え需要が伸長したパソコン、残暑の影響を受けたエアコンなどの販売が増加した。
- ホームセンターでは、昨年増加した防災用品の反動減の影響もあり2か月連続で前年割れした。
- 関東1都6県の消費者態度指数(原数値)は、8月<35.5>、9月<35.8>、10月<36.3>と推移している。

4 住宅建設 弱含んでいる



- 9月の新設住宅着工戸数は、4,608戸で前年比6.5%増加した(5か月後方移動平均では2.8%減)。利用関係別にみると、持家(1,026戸)が同4.1%減、分譲マンション(169戸)が同41.9%減、分譲一戸建て(1,024戸)が同1.2%減となったものの、貸家(2,321戸)が同22.5%増となった。



- 9月の有効求人倍率(就業地別・季節調整値)は、1.15倍で前月比0.01倍低下した。新規求人倍率(同)は、2.05倍で同比0.03倍低下した。
- また、完全失業率(南関東・原数値)は、2.7%で前年同月比0.2%上昇した(前年同月比2か月連続の上昇)。



Column

経済コラム

問われるシニアのための職場環境の整備

株式会社ぶぎん地域経済研究所

専務取締役 チーフエコノミスト 大西 浩一郎

シニアの皆さんの就業が活発です。内閣府「令和6年版高齢社会白書」によれば、65～69歳の就業率（人口に占める就業者の割合）は52.0%で、過去10年間で+13.3%ポイントも上昇し、70～74歳の就業率も10年間で+10.7%ポイント高まり34.0%に達しています。労務管理面では、シニアの雇用機会を確保し活躍を促進することを目的とした高年齢者雇用安定法が、①希望者全員の65歳までの雇用確保の「義務」、②70歳までの就業確保の措置の「努力義務」を定めています。本年3月末に前者の「義務」が全面発効したのを機に、当研究所では県内企業を対象にシニアの労務をテーマとするアンケート調査を行いました（2025年7～9月、調査対象529社、回答企業153社、回答率28.9%）。

まず、①「65歳までの雇用確保措置」については、「60歳定年で65歳まで継続雇用」が63.4%を占めました。また、「65歳定年」は20.0%、「70歳定年」は3.4%、「定年廃止済み」は2.1%であり、これら定年制度による対応先は約1/4となりました。こうした一步踏み込んだ対応は規模の小さい先で目立ちます。少数精鋭の企業では、シニア雇用は法令の遵守というより、生き残り戦略に他ならないということです。

また、努力義務である②「70歳までの就業確保措置」に関しては、「65歳以上の継続雇用（実施済み）」が52.4%を占めるなど、継続雇用を軸に県内企業の積極的な姿勢が窺われます。一方、「70歳までの定年の引上げ」は実施済み・予定・検討中を合わせて9.1%、「定年制の廃止」については2.1%にとどまります。目立つのは、業種別では非製造業、規模別では小さい先です。

ところで、加齢に伴う身体機能の衰えなどから、シニアは労働災害の発生率が高くなったり、休業すると長期化する傾向があつたりするといいます。このためシニアの働く企業には、それに相応しい労務制度の柔軟な運用や職場環境の整備が求められます。法令面でも、改正・労働安全衛生法により、2026年4月から「高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置」を講ずることが事業者の努力義務となります。

この点、アンケートで③「シニア層の雇用を念頭に置いた取り組み内容」について尋ねたところ、「慣れた仕事・得意分野への配置」（71.2%）、「勤務時間の柔軟な設定」（41.8%）など、制度運用の工夫が上位に並びました。反面、「身体能力の低下に配慮したハードの整備」は6.2%にとどまり、また「特に行っていない」先が15.1%に上りました。こうした点は、県内企業の課題であるように思われます。

シニアの立場に立って考え、シニアへの思いやりを形に表すような職場環境整備のメリットは、シニアの休業を原因とした業務停滞等のリスクの低減だけではありません。経営者の取り組み姿勢を冷静に観察している現役層のロイヤリティ（自社への忠誠心）、エンゲージメント（自社に対する思い入れ）の強化、ひいては生産性向上、離職防止にも資すると考えられます。行政による後押しを追い風に、シニア層を念頭においた県内企業による職場環境の整備が加速・深化・拡大し、県内企業のサステナビリティがより一層高まることを期待します。

＜筆者略歴＞ 大西 浩一郎

東京都八王子市出身。桐朋高校、東大経済学部卒業後、1990年、日本銀行入行。金融機構局考查役、盛岡事務所長を経て2024年に退職。同年、株式会社ぶぎん地域経済研究所に入り、現在、専務取締役・チーフエコノミスト。



新入会員ご紹介 (令和7年9月～11月)

支部	会員名	業種名
大宮区	(株)丑山型枠工業	型枠大工工事業(建設業)
	(株)HAS A HEART	その他サービス業
	合同会社 Adhorizon	広告業
	(株)ゴーウイング	広告業
	東和GROUP(株)	飲食業
	(株)FRONTIER	小売業
	(株)安藤総合設備	建設業
	星野木材(株)	卸売業
	藤垣法律事務所	弁護士業
	医療法人 ともしひ会	医療機関
見沼区	合同会社 坂本企画	建設業
	(株)AOSHINREIKI HD	冷蔵・冷凍機器の販売
北区	関東防水(株)	建設業
	武藏メンテナンス(株)	工事業
	(株)EST	配送業
	(株)サンプラン	不動産業
	(株)えん道測量設計	測量業務
	SFCサポート 合同会社	建築設計業
	縁慶(株)	設備工事業
	社会保険労務士法人 小山労務管理事務所	社会保険労務士業
	(株)えん道エステート	不動産売買業
	(株)ミハシ	建設業
西区	(株)ケイ・ファースト	建築物内装等の解体工事業
	サイテック(株)	土木工事業(造園工事業)
	無垢スタイル建築設計(株)	建設業
	ツーサン・コーポレーション	ユニフォーム、卸売・小売業
その他 (県内)	合同会社 茶屋企画	飲食業
	(株)EKリース	リース業
	(株)ジョイン	介護事業
	(株)Sunny Side Be	鍼灸整骨院
	(株)Be-Links	コンサルティング業
	(株)リベロランド	不動産業
	松永 美奈子	保険代理店

青年部会活動報告

租税教室 @ 植竹小学校

全国初となる、旧大宮市マップを使った“大宮オリジナル教材”による租税教室を開催しました。

対象は植竹小学校の6年生。アクティブラーニングを取り入れ子どもたちが自ら考えながら税の役割を学ぶ姿が印象的でした。大宮から始まる新しい学びのモデルとして、今後も未来を担う子どもたちに伝えたいと思います。（租税教育委員会）



制作・発行：公益社団法人 大宮法人会 青年部会 法人会



健康経営 優良法人セミナー



大同生命さいたま大宮ビル4階研修室にて「健康経営優良法人セミナー」を開催しました。当日は、健康経営優良法人2026認定に向けた概要説明に加え、企業イメージ向上や人材確保につながる取り組みについて、斎藤委員長より講義が行われました。

（健康推進委員会）

生成AI 体験型セミナー



講師に株式会社CoA味澤裕司氏をお迎えし、ChatGPTをはじめとした生成AIに触れる体験型セミナーを実施しました。業務効率化を進めるためにAIをどのように活用できるかを考える、貴重な機会となりました。

（組織拡大委員会）

第39回法人会全国 青年の集い山梨大会



第39回全国青年の集い山梨大会へ、当会から11名が参加しました。大会では、租税教育活動プレゼンテーションや健康経営大賞の発表が行われ、他県会との交流を通じて多くの学びを得られる機会となりました。

（研修委員会）

今後の予定

- ・ウォーキングでゴミ拾い
- ・交流事業（ダーツ・ボウリング等）
- ・親子で税の勉強と施設見学会



新規会員募集中！詳しくは事務局迄お問合せ下さい。

SEINENBUKAI

■入会資格 大宮法人会会員の満50歳までの経営者もしくは経営幹部

■会費 年間会費 6,000円（法人会会費は別途かかります）



大宮法人会青年部会
公式Instagramはこちら





美容と健康を
トータルサポート

NSD 日本スーパー電子株式会社

お問合せ・資料請求は [HP: nsd-well.jp](http://nsd-well.jp)
TEL: 048-683-2977 FAX: 048-683-2978

健康
創造
企業

清水園

創業明治三年 大宮の結婚式場

048-643-1234

<http://shimizuen.co.jp>



車両管理はトヨタにおまかせください！

トヨタのカーリースは地域密着！豊富なサービスで車両管理をトータルサポート致します



株式会社トヨタレンタリース埼玉

WEB見積依頼はこちら



〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町1-15-1
tel 048-645-2346 fax 048-646-0067

トヨタレンタリース埼玉 



More Communication,
More Smile

メディアコミュニケーションで笑顔を創る。

 望月印刷株式会社

本社オフィス

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-195-1 大宮ソラミチKOZ 11F
TEL:048-741-9300 FAX:048-641-5005

千代本興業(株)のSDGs

建設業の可能性を追求して、持続可能な社会の実現に向け活動しています。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

住所：埼玉県上尾市原市中一丁目7-8 電話：048-721-1644

土地・建物について、何かお困りごとがございましたら、お声がけください。



よき経営者をめざすものの経済団体 それが法人会です

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

いつでも「ご入会受付」をしております。



公益社団法人 **大宮法人会**

さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル9階

TEL 048-642-3121

ホームページ <https://omiya-hojinkai.or.jp> **大宮法人会**

検索